

行政書士法人あさひ法務

「特定技能」と技能実習

4月に改正された入管法により創設された「特定技能」ビザは14分野に限り、現場作業に従事することが認められたビザとなります。どうしたら特定技能のビザを取得できるのでしょうか。ルートは2つあります。一つは、技能実習を3年修了した場合は無試験でビザ取得となります。もう一つは、日本語と技能の試験両方に合格することで、ビザ取得が可能です。例えば技能実習を3年終えた実習生は、そのまま特定技能のビザへ変更することにより、あと5年引き続き日本で滞在して働くことができます。



- ① 特定技能では転職が可能です。待遇の良い他社に移ってしまうこともあります…。
- ② 監理団体を通じなくても、日本人労働者と同じように自由に募集採用することができます。
- ③ 生活支援を自社で行うか、登録支援機関に委託することが必要です（毎月の委託費が掛かる）。

- ・ 優秀な技能実習生を引き続き雇用したい会社には朗報！
- ・ 3年修了した実習生であれば本国から呼び戻すこともできます。



行政書士

“はな”ちゃん

教えて！ビザせんせ〜い

第1回探訪 外国人の働く会社

平成3年創業

柏市十余二 380 番地の 111

代表取締役 山岸達也 様

名前 コージ さん

国籍 ドイツ

在留資格 技術・人文知識・国際業務

(株)二葉科学柏 様

—入社（2018年）のきっかけは？

ワーキングホリデーで日本に来ていた折に、たまたまバイト先で山岸社長と知り合いました。日本が好きなのでそのまま日本で働きたいと思っていたところ、大学で学んでいた知識が活かせるので入社を決めました。

—現在の業務を教えてください

(株)二葉科学柏は、大手自動車メーカーの先端技術研究所が必要とする環境試験機の開発・設計を請負い、オーダーメイドで製造しています。今は簡単な設計を担当しながら、業務を覚えているところです。

—コージさんの良いところは？

とても明るくて社内のムードメーカーになっています。技術面は問題ありません。あとは日本語での専門用語に慣れることが課題です（山岸社長）。

—外国人材の活用についてお聞かせください

海外メーカーとの仕事では、専門性が高い内容は通訳を介してでは伝わりにくいことも多いです。弊社の技術者であるコージさんが海外営業に同行することで、更なる展開を期待しています（山岸社長）。



コージさんと山岸社長



外国人採用に関するお悩み、ビザの各種相談はあさひ法務まで

